

水産動物の管理施設確認要領

平成25年3月28日付け24動検第1226号
一部改正：平成26年3月14日付け25動検第1149号
一部改正：平成28年6月27日付け28動検第284号
最終改正：平成29年3月31日付け28動検第1300号

「水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領」（平成19年9月19日付け19消安第3823号。以下「局長要領」という。）の5（1）に基づき、動物検疫所が申請に係る水産動物を搬入する予定の管理施設に立ち入り、当該水産動物の輸入者が水産資源保護法施行規則（以下「規則」という。）第1条の6の各号に掲げる方法により管理することの可否を確認する手続は、別に定めるほかは本要領の定めるところによる。

1 水産動物の管理施設確認申請書の提出及び審査

- (1) 管理施設の確認を受けようとする者（以下「管理施設申請者」という。）は、輸入しようとする水産動物が本邦に到着する1か月前までに「水産動物の管理施設確認申請書」（別記様式第1号）を、管理施設を管轄する動物検疫所の長（別紙1参照。以下「施設管轄所長」という。）に提出する。
- (2) 当該申請書を受理した施設管轄所長は、家畜防疫官に書類審査及び立入調査を行わせ、別紙2「水産動物の管理施設の確認に当たり配慮すべき事項」の適合状況の確認を行う。

2 確認書の交付

- (1) 施設管轄所長は、書類審査及び立入調査の結果、申請の場所が別紙2に適合し、当該場所において輸入者が規則第1条の6の各号に掲げる方法により管理することが可能であることが確認された場合は、「水産動物の管理施設の確認について」（別記様式第2号。以下「確認書」という。）を管理施設申請者に交付する。
- (2) 施設管轄所長は、確認書を交付したときは「水産動物の管理施設の確認について」（別記様式第3号）により、動物検疫所長に報告するとともに、輸入を行う港又は飛行場を管轄する動物検疫所長に報告する。
- (3) 確認書の有効期間は、確認書交付の日から1年を超えない期間とする。
- (4) 施設管轄所長は、確認書の有効期間が終了した場合又は確認書を無効とした場合は、確認書の公布を受けた者に対し、速やかに確認書を返納させる。

3 管理施設の申請書類の保存

施設管轄所長は、確認書の交付を受けた者に対し、当該管理施設の確認書の有効期間中は、管理施設確認申請に係る関係書類を適切に保管し、家畜防疫官の求めがあった場合には提示するよう指示する。

4 確認書の交付を受けた者の遵守事項

局長要領の別紙2の記の4に記載された事項のほか、以下について遵守すること。

- (1) 施設の管理者は、管理期間中、管理施設内の管理飼育を行う部屋（以下「管理飼育室」という。）の入口に「管理飼育を行っている」旨を掲示し、関係者以外の立入りを禁止すること。
- (2) 管理飼育の実施に当たって、施設の管理者は、水産動物の疾病に関する知識を有し、かつ、当該水産動物の飼養管理に十分な経験を有する飼育管理担当者を配置すること。
- (3) 管理期間中は、管理飼育室（管理飼育する水産動物以外の水産動物を同一の管理飼育室で飼育している場合は管理飼育を行う区画）の出入口に手指消毒器及び踏込消毒槽を設置し、手指及び履物の消毒を励行するとともに、清潔な作業衣を備え、作業に当たっては必ず更衣すること。また、作業ごとの消毒等について手順書を作成し、遵守すること。
- (4) 管理期間中は、原則毎日、当該水産動物の観察を行い、水温、死亡数、異常所見等を「水産動物の管理記録表」に記録し、当該記録表により、検査を担当する動物検疫所（施設管轄動物検疫所長が指定した管内出張所等を含む動物検疫所。確認書に記載される「検査を担当する動物検疫所」を指す。以下「検査担当動物検疫所」という。）へ報告すること。
- (5) 管理期間中に当該水産動物に異常を認めた場合は、検査担当動物検疫所の家畜防疫官にその旨を報告し、必要な指示を受けること。また、投薬、治療等の行為を行う場合には、原則として、事前に検査担当動物検疫所の家畜防疫官の許可を得ることとするが、やむを得ず、許可を得る前に投薬等により治療を行った場合には、「水産動物の管理記録表」に記載するとともに、速やかに報告すること。
- (6) 管理期間中は、容器包装、飼育用水、飼育用水等に汚染された水等の消毒等を実施すること。なお、消毒した飼育水等は、中和後に排水するなど、適切に処理すること。
- (7) 管理期間中に死亡した個体は、死亡後速やかに水槽から取り除き、日付、水産動物の種類ごと及び飼育水槽ごとに区分し、冷凍保管すること。
- (8) 家畜防疫官の指示事項を遵守すること。
- (9) 確認書は、有効期間終了後、施設管轄動物検疫所長へ直ちに返納すること。
- (10) 確認書の有効期間中は、別記様式第1号の4に記載された添付書類を適切に保管し、家畜防疫官の求めがあった場合に提示すること。

5 確認申請事項の変更

- (1) 確認書の交付を受けた者は、管理施設確認申請書の内容を変更しようとするときは、1に準じて、事前に「水産動物の管理施設確認申請書の内容の一部変更について」（別記様式第4号）を施設管轄所長に提出する。
- (2) 当該申請を受理した施設管轄所長は、1及び2に準じて処理する。ただし、水槽の数のみの変更等軽微な変更の場合は、立入調査を省略することができる。

6 管理施設の継続申請

- (1) 確認書の有効期間終了後も同一管理施設において、継続して水産動物の管理施設の確認を受けようとする者は、確認書の有効期間終了の1か月前までに「水産動物の管理施設確認申請書（継続）」（別記様式第5号）を1に準じて施設管轄所長に提出する。
- (2) 当該申請を受理した施設管轄所長は、1及び2に準じて処理する。
- (3) 施設管轄所長は、書類審査により別紙2に適合していると認める場合は、家畜防疫官の立入調査を省略することができる。

7 確認書の返納

施設管轄所長は、管理施設が次のいずれかに該当するか、又は管理飼育の実施に支障があると認められるときは、確認書を返納させるとともにその旨を別記様式第6号により動物検疫所長に報告する。

- (1) 管理施設の確認を受けた者が、家畜防疫官の指示事項の遵守を怠った場合
- (2) 災害等の発生により、管理飼育の実施に支障があると認められる場合
- (3) 申請者から管理施設の取消しの要請があった場合

附則

- 1 この水産動物の管理施設確認要領は、平成29年4月1日から施行する。

別紙 1

管理施設を管轄する動物検疫所の区域

管理施設を管轄する動物検疫所	区 域
動物検疫所	栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、新潟県、静岡県
北海道・東北支所	北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県
成田支所	茨城県、千葉県
羽田空港支所	東京都
中部空港支所	長野県、岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
関西空港支所	大阪府
神戸支所	京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
門司支所	山口県、福岡県、大分県、佐賀県、熊本県、長崎県、宮崎県、鹿児島県
沖縄支所	沖縄県

別紙 2

水産動物の管理施設の確認に当たり配慮すべき事項

1 管理飼育室に関する事項

- (1) 施錠可能な出入口を有し、他の区画と独立した構造となっていること。同一の管理飼育室で、管理飼育する水産動物以外の水産動物を飼育している場合は、管理飼育を行う区画を防水カーテン等により明確に区分すること（区画内には管理飼育する水産動物以外の水産動物を飼育しないこと。）。
- (2) 壁・床は、洗浄・消毒が可能な構造であること。なお、床にあつては汚水等が浸透しない構造であること。
- (3) 飼育用水、器具・機材等の消毒作業を行うために必要な面積が確保されていること。

2 設備に関する事項

(1) 水槽

- ア 輸入する水産動物の生理、生態、習性等に応じた適正な容積を有し、かつ、観察しやすい構造（側面又は上部からの観察が可能で、水産動物の活力の有無等が把握できること。）のものであること。
- イ 死亡した水産動物を取り出すことが可能であること。
- ウ 同一管理飼育室で管理飼育する水産動物以外の水産動物を飼育する施設にあつては、水の飛散、水産動物の飛び出し等を防止する構造であること。

(2) 水温管理機器

管理飼育の対象となる水産動物について、局長要領の別紙 1 の対象疾病ごとの通常の発症水温で、「水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領に基づく具体的手続」（平成 19 年 9 月 21 日付け 19 動検第 671 号）の 5（1）に定める数量を一定の期間管理することが可能な機器を有すること。

(3) 消毒用機材

飼育水、使用機材等を消毒するために必要な容積を有する消毒槽又は貯留槽を有すること。また、踏込消毒槽及び手指消毒器を有し、管理飼育室（同一管理飼育室で管理飼育する水産動物以外の水産動物を飼育している場合は管理飼育を行う区画）の出入口に設置できる構造であること。

(4) 冷凍庫

管理飼育期間中に死亡した個体を、区分して保管できる冷凍庫を有すること。

3 その他

- (1) 管理飼育に使用する用具は、原則、専用のもを備えていること。やむを得ず管理飼育を行う区画から持ち出す必要がある場合は、消毒した上で持ち出すこと。
- (2) 消毒用の薬剤及び中和剤を常備していること。
- (3) 作業ごとの消毒等について手順書を作成し、遵守できること。

(別添「水産動物の管理飼育に係る消毒作業等マニュアル(モデル)」参照)

(4) 水産動物の管理施設確認要領の4の「確認書の交付を受けた者の遵守事項」を履行できること。

動物検疫所（ ）長 殿

申請者住所
氏名

水産動物の管理施設確認申請書

「水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領」（平成19年9月19日付け19消安第3823号）の5（1）に基づき、下記の場所において、水産資源保護法施行規則第1条の6の各号に掲げる方法により管理することが可能であることの確認について、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請場所

- (1) 所在地
- (2) 場所名
- (3) 責任者氏名
- (4) 連絡先（TEL及びFAX）
- (5) 飼育管理者氏名
- (6) 確認を受けようとする施設（建物施設の名称）

2 管理施設の設備

- (1) 管理飼育室の室数
- (2) 水槽の数： （温度管理可能な水槽の数： ）

3 輸入計画

- (1) 水産動物（種類）
- (2) 仕出国
- (3) 輸入予定頻度、輸入予定数量及び輸入予定港
- (4) 輸入者

4 添付資料

- (1) 申請場所の周辺図
- (2) 申請場所の全面図
- (3) 管理施設の見取図（平面図）
- (4) 手順書

※注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

動検 第 号
平成 年 月 日

殿

動物検疫所（ ）長 印

水産動物の管理施設の確認について

平成 年 月 日付けで貴殿から申請のあった下記の施設については、「水産動物の管理施設確認要領」（平成25年3月28日付け24動検第1226号）の別紙2「水産動物の管理施設の確認に当たり配慮すべき事項」に適合し、当該要領の4の確認書の交付を受けた者の遵守事項（別記様式第2号の別紙）を履行することにより、輸入者が水産資源保護法施行規則第1条の6の各号に掲げる方法により管理することが可能な施設であることが確認されたのでお知らせします。

なお、本通知の有効期間は平成 年 月 日～平成 年 月 日までとします。

記

管理施設の住所及び名称：
検査を担当する動物検疫所

(別記様式第2号の別紙)

確認書の交付を受けた者の遵守事項

水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領（平成19年9月19日付け19消安第3823号）の別紙2の記の4に記載された事項のほか、以下について遵守すること。

- 1 施設の管理者は、管理期間中、管理施設内の管理飼育を行う部屋（以下「管理飼育室」という。）の入口に「管理飼育を行っている」旨を掲示し、関係者以外の立入りを禁止すること。
- 2 管理飼育の実施に当たって、施設の管理者は、水産動物の疾病に関する知識を有し、かつ、当該水産動物の飼養管理に十分な経験を有する飼育管理担当者を配置すること。
- 3 管理期間中は、管理飼育室（管理飼育する水産動物以外の水産動物を同一の管理飼育室で飼育している場合は管理飼育を行う区画）の出入口に手指消毒器及び踏込消毒槽を設置し、手指及び履物の消毒を励行するとともに、清潔な作業衣を備え、作業に当たっては必ず更衣すること。また、作業ごとの消毒等について手順書を作成し、遵守すること。
- 4 管理期間中は、原則毎日、当該水産動物の観察を行い、水温、死亡数、異常所見等を「水産動物の管理記録表」に記録し、当該記録表により、検査を担当する動物検疫所（以下「検査担当動物検疫所」という。）へ報告すること。
- 5 管理期間中に当該水産動物に異常を認めた場合は、検査担当動物検疫所の家畜防疫官にその旨を報告し、必要な指示を受けること。また、投薬、治療等の行為を行う場合には、原則として、事前に検査担当動物検疫所の家畜防疫官の許可を得ることとするが、やむを得ず、許可を得る前に投薬等により治療を行った場合には、「水産動物の管理記録表」に記載するとともに、速やかに報告すること。
- 6 管理期間中は、容器包装、飼育用水、飼育用水等に汚染された水等の消毒等を実施すること。なお、消毒した飼育水等は、中和後に排水するなど、適切に処理すること。
- 7 管理期間中に死亡した個体は、死亡後速やかに水槽から取り除き、日付、水産動物の種類ごと及び飼育水槽ごとに区分し、冷凍保管すること。
- 8 家畜防疫官の指示事項を遵守すること。
- 9 確認書は、有効期間終了後、施設管轄動物検疫所へ直ちに返納すること。
- 10 確認書の有効期間中は、別記様式第1号の4の添付書類を適切に保管し、家畜防疫官の求めがあった場合に提示すること。

別記様式第3号

平成 年 月 日

動物検疫所 () 長 殿

動物検疫所 () 長

水産動物の管理施設の確認について

1 申請者

住 所

氏 名

2 管理施設及び責任者

名 称

所在地

責任者

連絡先 (TEL及びFAX)

3 管理施設の設備

(1) 管理飼育室の室数

(2) 水槽の数 : (温度管理可能な水槽の数 :)

(3) その他

・同一管理飼育室内における管理飼育する水産動物以外の水産動物の飼育の有無

(有 ・ 無) ※有の場合、図面を添付

4 輸入計画の概要

(水産動物の種類、仕出国、輸入頻度、輸入予定数量、輸入予定港)

5 確認書交付年月日及び番号

平成 年 月 日 動検 第 号

6 確認書の有効期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

7 輸入者

8 検査を担当する動物検疫所

9 その他 (新規、継続、再確認)

別記様式第4号

平成 年 月 日

動物検疫所（ ）長 殿

申請者住所

氏名

水産動物の管理施設確認申請書の内容の一部変更について

平成 年 月 日付け 動検第 号をもって通知のあった「水産動物の管理施設の確認について」について、「水産動物の管理施設確認申請書」の内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

(水産動物の管理施設確認申請書のうち該当する項目を記載)

変更前：

変更後：

2 変更理由

(変更となった理由を具体的に記載)

3 添付資料

動物検疫所（ ）長 殿

申請者住所
氏名

水産動物の管理施設確認申請書（継続）

「水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領」（平成19年9月19日付け19消安第3823号）の5（1）に基づき、下記の場所において、水産資源保護法施行規則第1条の6の各号に掲げる方法により管理することが可能であることの確認について関係書類を添えて申請します。

記

1 申請場所

- (1) 所在地
- (2) 場所名
- (3) 責任者氏名
- (4) 連絡先（TEL及びFAX）
- (5) 飼育管理者氏名
- (6) 確認を受けようとする施設（建物施設の名称）
- (7) 確認書交付年月日及び番号 平成 年 月 日 動検 第 号
- (8) 確認書の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 管理施設の設備

- (1) 管理飼育室の室数
- (2) 水槽の数： （温度管理可能な水槽の数： ）

3 輸入計画

- (1) 水産動物（種類）
- (2) 仕出国
- (3) 輸入頻度、輸入予定数量及び輸入予定港
- (4) 輸入者

4 添付資料（記載事項に変更がない場合はその旨を記載して添付不要）

- (1) 申請場所の周辺図
- (2) 申請場所の全面図
- (3) 管理飼育施設の見取図（平面図）及び設計図
- (4) 手順書

※注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第6号

平成 年 月 日

動物検疫所 長

動物検疫所 () 長

確認書の返納について

平成 年 月 日付けで確認書を交付した下記の施設について確認書の返納があったのでお知らせします。

記

1 管理施設

名称：

住所：

2 返納の理由

別添

水産動物の管理飼育に係る消毒作業等マニュアル（モデル）

1 目的

管理飼育を要する水産動物（以下「管理飼育水産動物」という。）の的確な防疫措置に資するための消毒作業等について定める。

2 使用薬剤等

次亜塩素酸 Na 溶液（一般的に現場で使用されている製品を選択）

○倍希釈液とする（製品○ccに水道水を加えて10Lとする。）。踏込み消毒及び手指消毒で使用する消毒剤は毎日交換し、記録する。

3 使用機材

- （1）踏込み消毒槽（長靴の甲まで浸すことができる深さを有すること。）
- （2）手指消毒器（消毒液を入れる洗面器及び清潔なタオル。明らかな汚れがない場合は手指消毒用噴霧器で代用可。）
- （3）防水カーテン（管理飼育水産動物を飼育する部屋で管理飼育水産動物以外の水産動物を飼育する場合に区画を明確化するために使用。）
- （4）タモ等（管理飼育水産動物の飼育に要する機材は専用のもとし、あらかじめ消毒する。）

4 管理飼育水産動物の飼育区画（以下「管理区画」という。）の明確化

管理飼育水産動物を飼育する専用の部屋を設置する又は専用の部屋を設置することが困難な場合は防水カーテン等を用いて区画を明確に区分する。

5 管理区画への入退場

- （1）専用の作業着等の使用
管理区画の出入口において専用の作業着（エプロン、手袋等）の着脱を行う。
- （2）手指及び長靴の消毒
管理区画の出入口において、手指及び長靴の消毒を行う。

6 管理区画の消毒等

管理飼育水産動物の搬入及び搬出後、管理区画の消毒を行う。

